



# 島根県報

平成27年11月13日（金）

第2,751号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                                      |             |   |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 平成27年11月定例県議会の招集                     | （財 政 課）     | 2 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定                  | （障がい福祉課）    | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | （ 〃 ）       | 2 |
| 自立支援医療機関の指定                          |             |   |
| 種畜証明書の書換交付の通報                        | （畜 産 課）     | 2 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出                   | （農 村 整 備 課） | 3 |
| 保安林予定森林（2件）                          | （森 林 整 備 課） | 3 |
| 建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱                | （建 築 住 宅 課） | 4 |

### 【公 告】

|                               |             |    |
|-------------------------------|-------------|----|
| 第5期全県域WANネットワークサービスに係る提案競技の実施 | （情 報 政 策 課） | 6  |
| 公共測量の実施                       | （技 術 管 理 課） | 10 |

### 【特定調達公告】

|                                     |         |    |
|-------------------------------------|---------|----|
| 島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達に係る随意契約の相手方等 | （管 財 課） | 10 |
| ハーボニー配合錠の調達に係る一般競争入札の落札者等           | （病 院 局） | 11 |

**告 示****島根県告示第740号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年11月24日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第741号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関        |              | 指定年月日       |
|-------|------|-----------------|--------------|-------------|
|       |      | 名 称             | 所 在 地        |             |
| 三原 徳満 | 整形外科 | 松江市立病院          | 松江市乃白町32-1   | 平成27年10月29日 |
| 嘉村 正徳 | 内科   | 医療法人 嘉村医院       | 出雲市上島町1025   | 平成27年10月29日 |
| 笈川 哲也 | 整形外科 | 益田地域医療センター医師会病院 | 益田市遠田町1917-2 | 平成27年10月29日 |

**島根県告示第742号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関   |              | 自立支援医療の種類              | 指定年月日      |
|--------------|--------------|------------------------|------------|
| 名 称          | 所 在 地        |                        |            |
| 出雲サン・メディカル薬局 | 出雲市塩冶町771-2  | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成27年11月1日 |
| みどり薬局南店      | 出雲市塩冶町1080-1 | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成27年11月1日 |

**島根県告示第743号**

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号     | 名前（登録・登記番号）   | 品 種         | 書換交付の事由  |
|-------------|---------------|-------------|----------|
| 11367245653 | 本忠福（全和黑原5926） | 肉用牛<br>黒毛和種 | 種畜の名前の変更 |

**島根県告示第744号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

石田 榮治 益田市大谷町1586番地

## 2 就任年月日

平成27年10月27日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 豊 益田市長沢町イ173番地1

**島根県告示第745号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上久野1153-1、1544、1545、1547-2

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町上久野1153-1、1544、1547-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第746号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

隠岐郡西ノ島町大字美田字下原1640-1、1675から1683まで、1683続1、1683-2、1684、1684続1、1684続2、1685、1687、1687-1、1687-2、字スワダ1688、1689、1694-6

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第747号**

建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱を次のように定める。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱****(目的)**

**第1条** この告示は、建築士及び建築士事務所の開設者（以下「建築士等」という。）を対象とする講習の指定に関し必要な事項を定めることにより、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図り、もって建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

**(定義)**

**第2条** この告示において「定期講習」とは、定期的に反復して実施される講習をいい、「特別講習」とは、定期講習以外の講習をいう。

**(指定)**

**第3条** 知事は、建築士等を対象とする講習であって、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものを、この告示の定めるところにより指定することができる。

2 前項の規定による講習の指定（以下「指定」という。）は、定期講習と特別講習に分けて行うものとする。

3 定期講習に係る指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

**(指定の基準)**

**第4条** 指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 講習を実施する者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の4第1項又は第27条の2第1項に規定する一般社団法人（以下単に「一般社団法人」という。）であって、講習を適正かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎及び事務能力を有するものであることその他講習を実施するにふさわしいものであること。

- (2) 講習が、原則として、県内で業務を行い、又は県内に在住する建築士等を対象とするものであること。
  - (3) 講習の内容が、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図る上で、適正かつ有益と認められるものであること。
  - (4) 講習の内容に応じて、受講者の利便に関する事項について適切に配慮されていると認められるものであること。
- (指定の申請)

**第5条** 指定を受けようとする一般社団法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 一般社団法人の名称、代表者の氏名及び住所
- (2) 定期講習又は特別講習の別並びに講習の名称、目的及び対象者
- (3) 定期講習にあつては講習の実施頻度、実施時期及び実施期間、特別講習にあつては講習の実施日
- (4) 定期講習にあつては講習の実施地、特別講習にあつては講習の実施会場の名称及び所在地
- (5) 講習の科目及び時間
- (6) 定期講習にあつては講師の選任の方針、特別講習にあつては講師の氏名及び略歴
- (7) 受講料に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (5) 講習において使用するテキスト又はその作成要領を記載した書類
- (6) その他参考となる事項を記載した書類

3 前項第4号に掲げる書類は、講習に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

(指定を受けた旨の表示)

**第6条** 指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）を実施する一般社団法人（以下「実施法人」という。）は、指定講習を実施するときは、当該講習が指定を受けたものであることを表示するものとする。

(講習実施計画書等の提出)

**第7条** 実施法人は、指定を受けた定期講習を実施するときは、あらかじめ講習の実施日、実施会場の名称及び所在地、講師の氏名及び略歴その他講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書並びに当該定期講習を実施する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書を、知事に提出しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の事業計画書及び収支予算書に準用する。

(変更の承認等)

**第8条** 実施法人は、指定講習について、第5条第1項第3号から第7号までに掲げる事項又は同条第2項第5号に掲げる書類の変更をしようとするときは、その変更の内容、時期及び理由を記載した変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 実施法人は、指定講習について、第5条第1項第1号に掲げる事項の変更又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類に関する変更をしたときは、2週間以内にその変更の内容及び時期を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

(知事の指示等)

**第9条** 知事は、指定講習の実施に関し必要があると認めるときは、実施法人に対して必要な事項を指示し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(廃止の届出)

**第10条** 実施法人は、指定講習を廃止したときは、遅滞なく、その廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(指定の取消し)

**第11条** 知事は、実施法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する廃止届出書を提出したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
  - (3) 指定講習を実施しなかったとき。
  - (4) 第4条に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。
  - (5) 第8条第1項の規定により知事の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
  - (6) 第7条第1項及び第8条第2項の規定により講習実施計画書等を提出しなければならない場合において、その提出を怠ったとき。
  - (7) 第9条に規定する知事の指示又は資料の提出の要求に従わなかったとき。
  - (8) 指定講習の実施に関し不誠実な行為をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定に係る実施法人に対し指定を取り消した理由を付してその旨を通知するものとする。

(指定等の公表)

**第12条** 知事は、第3条第1項の規定により指定を行ったときは、実施法人の名称及び住所、定期講習又は特別講習の別並びに講習の名称その他必要な事項を公表するものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(指定講習の実施結果の報告)

**第13条** 実施法人は、指定講習を実施したときは、3月以内にその実施結果を知事に報告するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年11月13日から施行する。

(建築士を対象とする講習の指定に関する要綱の廃止)

- 2 建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年島根県告示第974号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の建築士を対象とする講習の指定に関する要綱の規定によりなされた指定、申請その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた指定、申請その他の行為とみなす。

## 公 告

島根県の第5期全県域WANに係るネットワークサービスの調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 提案競技に付する事項

- (1) 名称及び数量

第5期全県域WANネットワークサービス 一式

- (2) 仕様

別に定める「第5期全県域WAN調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

- (3) 期間

平成28年11月1日から平成34年9月30日まで

## (4) 予算額

1,633,485千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たすものであること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5の(2)のアの提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヲ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

#### (1) 配布期間

平成27年11月13日（金）から同年12月11日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

#### (2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁4階） 島根県地域振興部情報政策課

#### (3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

### 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

#### (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

#### (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

#### (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

#### (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

#### (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

#### (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

#### (7) 提案書提出書 1部

#### (8) 提案書 6部

#### (9) 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

#### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成27年12月14日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成27年12月24日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

#### (3) 提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール network-kanri@pref.shimane.lg.jp

### 6 提案競技説明会

#### (1) 日程

平成27年11月19日（木） 午後2時から午後3時まで

#### (2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第2会議室

#### 7 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。
- (2) 提出期限  
平成27年11月27日（金）午後5時まで
- (3) 提出先  
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成27年12月4日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

#### 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成27年12月21日付けで、郵送にて通知する。

#### 9 選定方法

- (1) 全県域WAN提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (4) 審査は、次の方法で行う。
  - ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
  - イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。  
また、選定の結果に対するの異議申立ては、受け付けない。

#### 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 11 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を

乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural WAN Network Service 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 14 December 2015
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-6315

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 作業期間

平成27年11月2日から平成28年3月31日まで

3 作業地域

大田市、江津市

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年9月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
山陰総合リース株式会社 代表取締役 影山 敬三  
島根県松江市白潟本町63番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
191,862,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年11月13日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

- 1 医薬品名、規格・包装及び予定数量  
ハーボニー配合錠、28錠、30箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成27年11月2日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額  
㈱セイエル出雲営業所 所長 高見 修、島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号、1,993,380円／箱
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日  
平成27年9月25日